

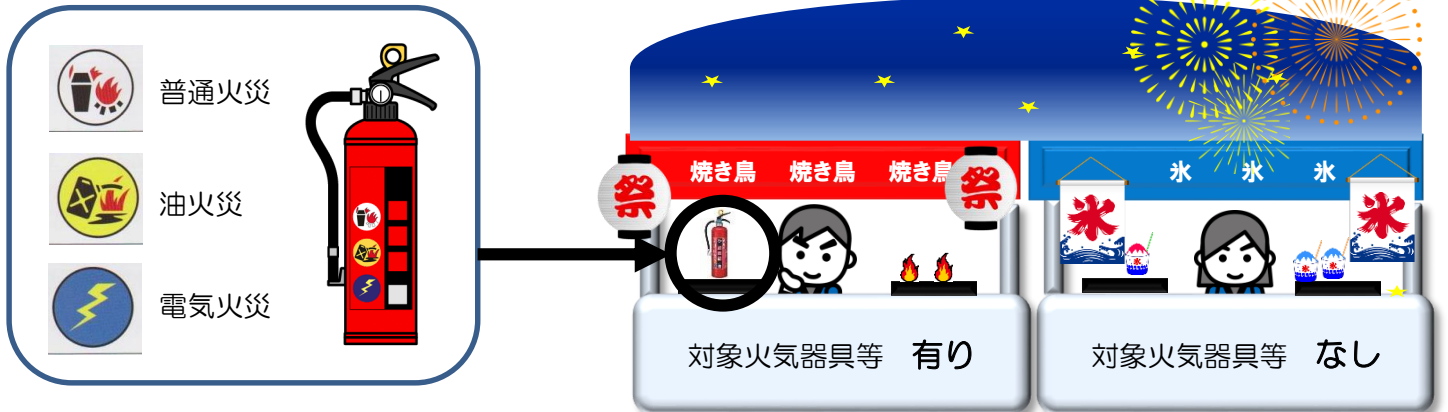
露店等で火気器具を使用する際は、 消火器の準備と消防署への届出が必要です！

平成26年8月1日から（福山地区消防組合の管轄区域内）

■ 消火器の準備について

多数の者が集合する催しで対象火気器具等（注）を使用する場合には、屋内外を問わず、**消火器の設置が必要です。**

- ① 使用する対象火気器具等に適応した消火器を準備してください。
※ABC粉末消火器は、普通火災、油火災、電気火災の全てに適応していますので、このタイプの消火器の準備を推奨します。
- ② 消火器は、原則として、対象火気器具等ごとに1本以上準備してください。ただし、使用に支障がなく、初期消火を有効に行うことができる場合は、複数の対象火気器具等に対して、1本の消火器を兼用することができます。
- ③ 設置場所は、対象火気器具等を使用する店舗内等、使用に際して支障がない場所とし、対象火気器具等から消火器までの歩行距離を20m以内としてください。



（注）対象火気器具等とは？

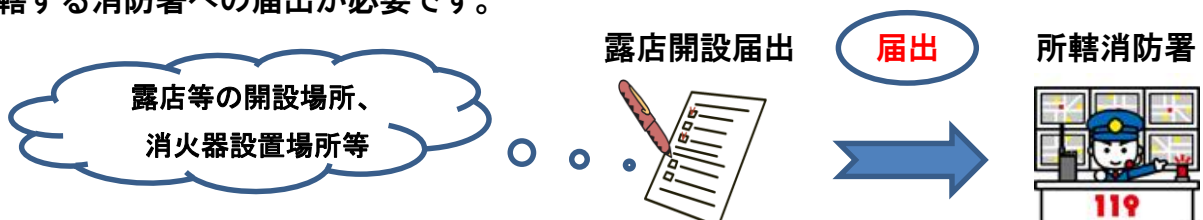
対象火気器具等とは、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具のことです。

（例）ガスグリル、コンロ、フライヤー、電熱器、炭火焼き鳥器、石油ストーブ、電気ストーブ、携帯発電機等



■ 露店等の開設届出について

多数の者が集合する催しで対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、**3日前**までに開設する場所を管轄する消防署への届出が必要です。



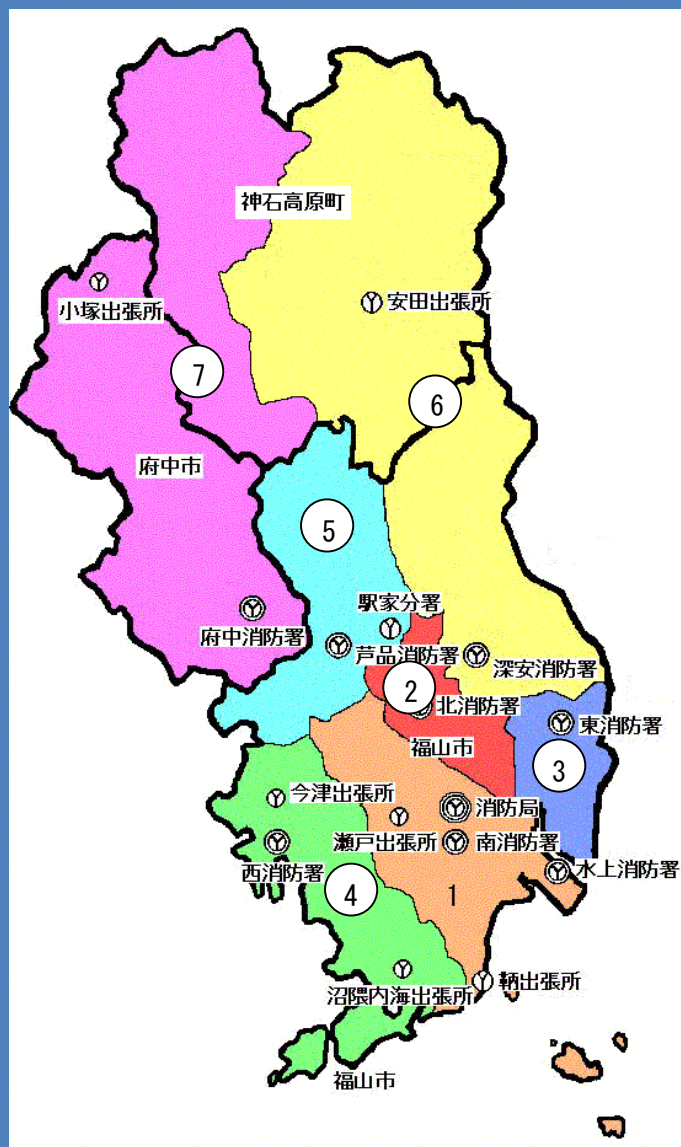
届出書の様式は、福山地区消防組合のホームページからダウンロードできます。

■ 消火器の準備と露店等の開設届出に関するご相談

消火器の設置、露店の開設届出に係るご相談については、下欄の連絡先までお問合せください。

なお、福山地区消防組合が管轄する区域以外で開催される催しに関するご相談は、当該催しを管轄する消防本部へ直接お問合せください。

福山地区消防組合が管轄する区域



【お問合せ先】福山地区消防組合

- ①南消防署: 084-928-1201
- ②北消防署: 084-923-3993
- ③東消防署: 084-941-3868
- ④西消防署: 084-934-1355
- ⑤芦品消防署: 0847-52-4400
- ⑥深安消防署: 084-962-1234
- ⑦府中消防署: 0847-43-7183



催しが開催される場所を管轄する消防署にお問合せください。

■ 指定催しについて（大規模な催しを開催する主催者の方へ）

多数の者の集合する屋外の催しのうち、**主催する者が出店を認める露店等の計画数が100店舗を超える大規模なもの**で、消防長が、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものは「指定催し」として指定されます。

指定催しに指定された催し的主催者は、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の提出（※）を行う義務があります。※提出をしなかった場合は、福山地区消防組合火災予防条例により罰せられることがあります。

福山地区消防組合の管轄する区域内において、**大規模な催しを開催しようとする場合は、必ず消防局予防課へあらかじめご相談してください。**

【連絡先 消防局予防課 084-928-1192】